

平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社 アイ ネット
代表者名 代表取締役社長 池田 典義
(コード番号 9600)
(東証 市場第一部)
問合せ先 取 締 役 五十嵐 文明
管 理 本 部 長
電 話 (045) 682 - 0805

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 35 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 定款の見直しにより、下記の通り変更をするものであります。

新株予約権無償割当ての決定機関（第 14 条）、議決権の代理行使（第 20 条第 2 項）、取締役会の招集手続（第 26 条）、取締役会の決議（第 27 条第 1 項）、社外取締役との責任限定契約（第 28 条）、監査役の選任（第 30 条第 1 項）、監査役会の招集手続（第 33 条第 2 項）

(2) 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）、「会社法施行規則」（平成 18 年法務省令第 12 号）および「会社計算規則」（平成 18 年法務省令第 13 号）（以下この変更の理由において「会社法」という。）が施行されたことに伴い、本総会での変更を以下のとおり行うものです。

機関（第 4 条）、公告方法（第 5 条）、単元未満株式についての権利（第 10 条）、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供（第 18 条）、議決権の代理行使（第 20 条第 1 項）、取締役会の決議（第 27 条第 2 項）、社外監査役との責任限定契約（第 34 条）

(3) その他、会社法の施行に伴い、現行定款について、条文の追加、削除その他の修正ならびに条数および字句の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 23 日（金曜日）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 23 日（金曜日）

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、60,000,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(1単元の株式数および単元未満株の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>2 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株」という。)</u>に係る株券を発行しない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u></p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に規定する請求をする権利</u></p>

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株主取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新株予約権無償割当ての決定機関)</p> <p>第14条 当社は、新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議で定めるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第15条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 (条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
(決議の方法)	第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告または監査報告を含む。)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。	第19条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
(議決権の代理行使)	(議決権の代理行使)
第15条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主に限る。	第20条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理として、その議決権を行使することができる。
(新設)	2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第16条 (条文省略)	第21条 (現行どおり)
(選任)	(取締役の選任)
第17条 (新設)	第22条 取締役は、株主総会において選任する。
1 取締役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2 (条文省略)	3 (現行どおり)
(任期)	(取締役の任期)
第18条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。	第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の残任取締役の任期の満了すべき時までとする。	(削除)
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第19条 (条文省略)	第24条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(取締役会)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>2 <u>取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第26条 <u>取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第27条 <u>取締役の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>2 <u>前項の規定に係わらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(選任)</p> <p>第22条 (新設)</p> <p>1 <u>監査役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第23条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第30条 <u>監査役は株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第24条 <u>当社は、監査役の互選をもって、常勤の監査役を定める。</u> (監査役会)</p> <p>第25条 (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の招集手続)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> (社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第34条 <u>当社は、会社法427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第6章 計算</p>
<p>(営業年度)</p> <p>第26条 <u>当社の営業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、毎営業年度末日に決算を行う。</u> (利益配当)</p> <p>第27条 <u>利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u> (中間配当)</p> <p>第28条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に、中間配当をすることができる。</u> (配当金等の除斥期間)</p> <p>第29条 <u>利益配当金および中間配当金が支払開始の日から3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。</u></p>	<p>(事業年度)</p> <p>第35条 <u>当社の事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。</u> (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第37条 <u>当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第38条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。</u></p>
<p>(転換社債に関する事項)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第30条 <u>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金または中間配当金については転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなす。</u></p>	

以上